

## 「地域生活支援拠点等」の機能を担う事業所の届出について（ご案内）

令和3年4月より、伊勢崎市において、国が示す障害（児）福祉計画の基本指針に基づき、障害児者の重度化・高齢化や「親なき後」といった問題を見据え、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）を整備いたしました。

拠点等は、地域における生活の安心感を担保すること、さらに、施設や親元から地域への移行をしやすいとする支援の提供体制を整備すること等を目的とし、5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えるべきとされています。

伊勢崎市では、既に「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の機能を伊勢崎市障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹」という）が部分的に担っていることから、重要度が高いと考える「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の機能について優先的に整備いたしました。

つきましては、拠点等に係る機能の一部を担う事業所（以下、「拠点等事業所」という）は、運営規程に各種機能を実施することを規定し、拠点等事業所としての届出をお願いいたします。

また、拠点等事業所である旨を県に届け出ていただくことで、拠点等に係る加算の算定が可能となります。

### 1 拠点等に係る機能

#### （1）相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時（24時間）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### （2）緊急時の受入れ・対応機能

事前に把握・登録している緊急時に支援が見込めない世帯において、介護者の急病や障害者の状態変化等のやむを得ない理由による緊急時に、相談機能を担うコーディネーターと連携し、短期入所等の障害福祉サービスを迅速・適切に提供する機能

#### （3）体験の機会・場機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助又は日中活動系サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### （4）専門的人材の確保・養成機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

## (5) 地域の体制づくり機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域社会資源の連携の構築等を行う機能

※ この(4)、(5)の機能については、基幹が部分的に担ってはおりますが、十分に整備されている訳ではないため、優先的に整備を進めた3つの機能に併せて機能の充実化を図っていきます。

## 2 認定手続きについて

以下の流れに沿って手続きをしてください。

(1) 拠点等の機能を担う事業所は、前項に掲げる各種機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。

(2) 下記の届出書類を伊勢崎市障害者センターに提出してください。

- ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ② 変更後の運営規程の写し

※ 指定特定相談支援事業所については、障害者総合支援法第51条の2第3項の規定に基づく変更の届出が必要となります。

(3) 届出書類を受領後、伊勢崎市地域生活支援拠点等認定事業所登録名簿に登載し、認定完了となります。

※ 届出受付時、必要に応じて受領印押印後の届出書の写しを事業所に渡す。

(4) 手続きにおける留意事項

- ① 拠点等に係る加算を算定する場合は、市が(3)の登録名簿に登載している必要がありますので、必ず市に届け出た上で変更後の運営規程及びその他必要書類を群馬県の担当課へ提出してください。提出書類に関することは群馬県担当課へ確認してください。
- ② 相談機能については、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録、常時の連絡体制の確保及び支援等が必要となり、現実的に指定特定相談支援事業所が当該機能を担うことは困難であると考えられるため、原則、基幹が担うものとします。ただし、常時(24時間)の連絡体制の確保及び支援が可能であり、基幹と連携することで当該機能を担うことが可能と市が認めた場合はその限りではありません。事前にご相談ください。

### 3 拠点等に係る加算

#### (1) 相談機能及び地域の体制づくりの機能の強化に対する加算

① 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

※短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

#### (2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化に対する加算

① イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位/日

ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位/日

※居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

② 定員超過特例加算 50単位/日

※緊急利用者を受入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定。

③ 地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日

※拠点等を担う短期入所事業所について、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

※緊急時の受入れに限らず加算する。

④ 緊急時対応加算 100単位/回 + 50単位/回（拠点等の場合）

※居宅介護等の計画に位置付けられていない居宅介護等を利用者又はその家族から要請を受けてから24時間以内に行った場合に月2回を限度として加算する。

※対象は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

⑤ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）

※緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。

※対象は、自立生活援助。

⑥ 緊急時支援費（Ⅰ） 712単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）

※指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急事態において、利用者又はその家族からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、一日につき算定する。

※（2）の①及び②に係る各加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

### (3) 体験の機会・場の機能の強化に対する加算

<p>① 体験利用支援加算（日中活動系サービス）</p> <p>初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>※障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定</p> <p>※日中活動系サービスのうち対象は生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）。</p>
<p>② 体験利用加算（地域移行支援）</p> <p>初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>※障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定。</p>
<p>③ 体験宿泊加算（地域移行支援）</p> <p>イ 体験宿泊加算（Ⅰ）300単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>・一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合</p> <p>ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）700単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）</p> <p>・夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合</p> <p>※一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定。</p>
<p>④ 体験宿泊支援加算（施設入所支援） 120単位/日</p> <p>※施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定</p>

### (4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

<p>① 重度障害者支援加算</p> <p>イ（体制加算） 7単位/日</p> <p>・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合</p> <p>※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしております、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。</p> <p>※対象は、指定障害者支援施設が実施する生活介護事業を除く、指定生活介護事業者。</p>
--

ロ (個人加算) 180単位/日

- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合

※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者1人あたりの利用者の数は5人が限度。

ハ (個人加算) 700単位/日

- ・加算の開始日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合。

※(4)に係る各加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

#### (5) 地域の体制づくりの機能の強化

① 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回

※拠点等事業所の相談支援専門員が、他の福祉サービス事業者と支援困難事例等についての課題検討及び情報共有等を行い、地域課題を整理した上で協議会等に報告を行った場合に算定。算定に当たっては、月に1回が限度。

〒372-0058

伊勢崎市西田町71番地

伊勢崎市福祉こども部障害者センター

TEL 0270-75-5530 (直通)

FAX 0270-75-5531